半期報告書

# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年11月26日

【中間会計期間】 第106期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】株式会社東北銀行【英訳名】THE TOHOKU BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】取締役頭取佐藤 健志【本店の所在の場所】岩手県盛岡市内丸3番1号【電話番号】019(651)6161(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営企画部長 千葉 泰之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本石町三丁目 2 番12号

株式会社 東北銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3270)2854

【事務連絡者氏名】 執行役員東京事務所長 佐々木 潤

【縦覧に供する場所】 株式会社 東北銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋本石町三丁目2番12号)

株式会社 東北銀行 仙台支店(注) (宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の仙台支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

# (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結会計期間	2024年度 中間連結会計期間	2025年度 中間連結会計期間	2023年度	2024年度
		(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	7,823	7,359	8,725	14,727	15,028
連結経常利益	百万円	1,058	979	1,673	2,148	1,974
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	676	648	1,178	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	-	-	-	1,376	1,069
連結中間包括利益	百万円	930	298	1,609	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	•	1,168	3,535
連結純資産	百万円	37,578	38,909	36,758	39,438	35,376
連結総資産	百万円	1,025,563	1,027,799	1,037,959	1,012,696	1,009,613
1 株当たり純資産額	円	2,903.71	3,042.03	2,827.06	3,099.69	2,684.57
1 株当たり中間純利益	円	71.18	68.19	123.42	-	-
1 株当たり当期純利益	円	-	-	-	144.70	112.58
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	37.92	35.37	69.47	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	1	•	-	79.22	58.98
自己資本比率	%	3.66	3.78	3.54	3.89	3.50
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	68,584	15,664	14,136	59,910	15,086
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	35,569	2,465	7,831	19,266	4,451
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	238	239	237	477	534
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末)残高	百万円	75,080	95,431	68,466	82,471	62,398
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	585 [201]	579 [211]	595 [216]	559 [205]	563 [209]

<sup>(</sup>注)自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

# (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第104期中	第105期中	第106期中	第104期	第105期
決算年月		2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年 3 月
経常収益	百万円	6,765	6,573	7,888	12,990	13,762
経常利益	百万円	1,056	851	1,645	2,016	2,013
中間純利益	百万円	714	680	1,162	-	-
当期純利益	百万円		-	-	1,327	1,535
資本金	百万円	13,233	13,233	13,233	13,233	13,233
発行済株式総数 普通株式 第一種優先株式	千株	9,509 4,000	9,509 4,000	9,509 4,000	9,509 4,000	9,509 4,000
純資産	百万円	36,384	37,396	35,762	37,875	34,372
総資産	百万円	1,022,997	1,024,658	1,034,371	1,009,809	1,005,909
預金残高	百万円	935,172	935,469	927,298	931,799	921,754
貸出金残高	百万円	662,868	682,731	716,115	663,885	698,268
有価証券残高	百万円	234,859	220,375	225,083	219,719	216,142
1 株当たり配当額 普通株式 第一種優先株式	円	25.00 0.25	25.00 0.125	25.00 2.875	50.00 0.50	50.00 0.25
自己資本比率	%	3.55	3.64	3.45	3.75	3.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	560 [185]	567 [198]	584 [207]	536 [189]	553 [201]

(注)自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

# 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社に異動はありません。

なお、[銀行業務]において、当行が営んでいた外国為替業務は、2025年9月30日をもちまして終了いたしました。

# 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間末の財政状態につきましては、預金等(譲渡性預金を含む)は、法人預金及び公金預金の増加により、前連結会計年度末比93億72百万円増加し9,311億円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出、個人向け貸出及び大企業向け貸出の増加により、前連結会計年度末比176億46百万円増加し7,124億9百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比89億41百万円増加し2,243億52百万円となりました。

当中間連結会計期間の経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加などにより前中間連結会計期間比13億66百万円増収の87億25百万円となりました。経常費用は、預金利息の増加などにより同6億72百万円増加し70億51百万円となりました。

以上の結果、経常利益は同 6 億94百万円増益の16億73百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同 5 億30百万円増益の11億78百万円となりました。

当中間連結会計期間におけるセグメントごとの業績は次のとおりとなりました。

「銀行業務」の経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加などにより前中間連結会計期間比12億61 百万円増収の78億88百万円、セグメント利益は、同7億14百万円増益の16億45百万円となりました。また、セグメント資産は前連結会計年度末比285億30百万円増加し1兆343億48百万円、セグメント負債は同270億71百万円増加し9,986億8百万円となりました。

「リース業務」の経常収益は、リース売上高及び割賦収入の増加により前中間連結会計期間比1億5百万円増収の6億79百万円、セグメント利益は、与信関連費用及び割賦原価の増加により同17百万円減益の6百万円となりました。また、セグメント資産は、前連結会計年度末比1億68百万円増加し50億67百万円、セグメント負債は、同1億65百万円増加し43億8百万円となりました。

半期報告書

#### 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額(業務粗利益)は、国内業務 部門63億26百万円、国際業務部門11百万円であり、合計では63億38百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息49億52百万円、有価証券利息配当金9億41百万円などです。国際業務部門では有価証券利息配当金13百万円などです。また、資金調達費用は、国内業務部門がほぼ全額を占めており、預金利息7億94百万円及び債券貸借取引支払利息1億27百万円などです。

役務取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で11億1百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門がほぼ全額を占めており国債等債券損益(5 勘定尻)21百万円や連結子会社の業務に係る収支85百万円であり、合計で1億9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
/里 <i>大</i> 貝	#1 DJ	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	4,776	14	4,790
貝並建州収又	当中間連結会計期間	5,117	9	5,126
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	4,912	14	0 4,926
プラ貝亚連州収益	当中間連結会計期間	6,033	13	4 6,042
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	135	0	0 135
<b>プラ貝亚</b> 剛圧貝用	当中間連結会計期間	915	4	4 915
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,058	0	1,058
1275年以文	当中間連結会計期間	1,101	0	1,101
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,418	1	1,419
プロ区が扱うも収置	当中間連結会計期間	1,483	1	1,484
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	360	0	360
<b>プロ区が収</b> 引守負用	当中間連結会計期間	382	0	382
その他業務収支	前中間連結会計期間	52	1	53
での世来が収文	当中間連結会計期間	107	2	109
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	566	1	567
	当中間連結会計期間	814	2	816
うたるの仏光教寿田	前中間連結会計期間	514	-	514
うちその他業務費用	当中間連結会計期間	706	- エッジェル・フ ヘシレ の	706

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
  - 2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間7百万円)を 控除して表示しております。
  - 3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門14億83百万円、国際業務部門1百万円、合計で14億84百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門 3 億82百万円、国際業務部門 0 百万円、合計で 3 億82百万円となり、国内業務部門の役務取引等収支がほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
<b>作里</b> 共	#1 DJ	金額(百万円)	金額 (百万円)	金額(百万円)
       役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,418	1	1,419
校務取引等収益	当中間連結会計期間	1,483	1	1,484
こと語今、後山光改	前中間連結会計期間	169	-	169
うち預金・貸出業務	当中間連結会計期間	260	-	260
うち為替業務	前中間連結会計期間	297	1	299
プラ 分百未分 	当中間連結会計期間	295	1	296
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	163	ı	163
プラ証分別注表物	当中間連結会計期間	141	1	141
- + /\\.TB\\\\\\Z6	前中間連結会計期間	389	1	389
うち代理業務	当中間連結会計期間	387	1	387
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	7	-	7
プラ体 環境リ・貝 本 単 未 物	当中間連結会計期間	6	1	6
うち保証業務	前中間連結会計期間	51	-	51
<b>プラ体証未</b> 物	当中間連結会計期間	8	-	8
役務取引等費用	前中間連結会計期間	360	0	360
	当中間連結会計期間	382	0	382
うち為替業務	前中間連結会計期間	26	0	27
ノ り 付 日 未 が	当中間連結会計期間	24	0	24

<sup>(</sup>注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
<b>作里</b>	<b>丹</b> 加加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
   預金合計	前中間連結会計期間	934,083	47	934,130
	当中間連結会計期間	927,157	•	927,157
うち流動性預金	前中間連結会計期間	624,845	•	624,845
プラが野川土頂並	当中間連結会計期間	623,509	•	623,509
うち定期性預金	前中間連結会計期間	305,220	•	305,220
プラル州仕頃並	当中間連結会計期間	300,133	•	300,133
うちその他	前中間連結会計期間	4,017	47	4,064
- プラぞの他 	当中間連結会計期間	3,514	•	3,514
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,237	•	3,237
成//又   土     只立	当中間連結会計期間	3,942	•	3,942
w. <b>△</b> ÷1	前中間連結会計期間	937,320	47	937,367
総合計	当中間連結会計期間	931,100	-	931,100

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
  - 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
  - 3.国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(末残・構成比)

来任则只由小儿(小儿)将儿儿	前中間連結会	計期間	当中間連結会計期間	
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	679,267	100.00	712,409	100.00
製造業	44,252	6.51	44,794	6.29
農業、林業	9,366	1.38	8,845	1.24
漁業	1,369	0.20	1,403	0.20
鉱業、採石業、砂利採取業	1,729	0.25	425	0.06
建設業	46,497	6.85	48,792	6.85
電気・ガス・熱供給・水道業	26,684	3.93	32,930	4.62
情報通信業	2,031	0.30	1,914	0.27
運輸業、郵便業	14,313	2.11	17,215	2.42
卸売業、小売業	41,217	6.07	45,234	6.35
金融業、保険業	44,467	6.55	49,141	6.90
不動産業、物品賃貸業	112,312	16.53	116,468	16.35
各種サービス業	87,303	12.85	89,037	12.50
地方公共団体	142,767	21.02	136,107	19.11
その他	104,956	15.45	120,095	16.84
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	679,267	-	712,409	-

(注)「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金等及び債券貸借取引受入担保金の増加による収入が、貸出金の増加による支出を上回ったことを主な要因として141億36百万円の収入となりました。前中間連結会計期間比では、15億28百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還及び売却による収入を、有価証券の取得による支出が上回ったことを主な要因として78億31百万円の支出となりました。前中間連結会計期間比では、53億66百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主な要因として2億37百万円の支出となりました。前中間連結会計期間比では、2百万円の増加となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比269億65百万円減少し684億66百万円となりました。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。また、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

#### (5)主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

#### 移転集約

会社名	店舗名	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	移転集約 年月
当行	古川支店	宮城県 大崎市	移転集約	銀行業務	店舗	2025年8月

<sup>(</sup>注)「古川支店」を「南古川支店」内へ移転集約し「共同店舗」の形態で営業しております。

## 移転

会社名	店舗名	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	移転年月
当行	東京支店 及び 東京事務所	東京都 中央区	移転	銀行業務	店舗	2025年 8 月

半期報告書

# (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2024年 9 月30日	2025年 9 月30日
1.連結自己資本比率(2/3)	8.94	8.93
2.連結における自己資本の額	40,696	41,540
3. リスク・アセットの額	454,960	464,878
4.連結総所要自己資本額	18,198	18,595

## 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2024年 9 月30日	2025年 9 月30日
1. 自己資本比率 (2/3)	8.73	8.86
2.単体における自己資本の額	39,384	40,623
3. リスク・アセットの額	450,917	458,070
4. 単体総所要自己資本額	18,036	18,322

### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

### 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の 元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3.要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外の ものに区分される債権をいう。

### 資産の査定の額

債権の区分	2024年 9 月30日	2025年 9 月30日	
貝惟の区方	金額(百万円)	金額(百万円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,374	2,904	
危険債権	16,525	10,110	
要管理債権	969	829	
正常債権	665,712	706,540	

# 3【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

### (1)【株式の総数等】

#### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
第一種優先株式	30,000,000
計	30,000,000

(注)計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

#### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,509,963	9,509,963	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当行における標準とな る株式 (単元株式数100株)
第一種 優先株式 (注1)	4,000,000	4,000,000	-	(注2、3、4、5、6) (単元株式数100株)
計	13,509,963	13,509,963	-	-

- (注1)第一種優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等」であります。
- (注2)行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
  - (1) 第一種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。
  - (2) 第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた第一種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日における当銀行の普通株式の毎日の終値の 平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正される。

- (3) 上記(2)の取得価額は、809円を下限とする。
- (4) 第一種優先株式には、当銀行が、2022年9月29日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行の取締役会が 別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価として第一種優先株式の全部又は一部を 取得することができる取得条項が付されている。
- (注3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
  - (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当銀行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 該当事項はありません。

#### (注4)第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 1.第一種優先配当金

#### (1) 第一種優先配当金

当銀行は、定款第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「第一種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。以下「第一種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して下記2.に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (2) 第一種優先配当年率

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第一種優先配当年率

第一種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)又は8%のうちいずれか低い方(以下「第一種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第一種優先配当年率は第一種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円TIBOR (12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全銀協TIBOR運営機関(ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

## (3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第 一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

### (4) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### 2.第一種優先中間配当金

当銀行は、定款第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に 先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第一種優 先中間配当金」という。)を支払う。

#### 3. 残余財産

#### (1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記の第一種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 4 . 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部(第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部(第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部(第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

## 5. 普通株式を対価とする取得請求権

## (1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記のただし書において「行使可能株式数」とは、( )取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、( )取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

## (2) 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年9月28日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

#### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第167条第 3 項に従ってこれを取扱う。

## (4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

### (5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される(以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

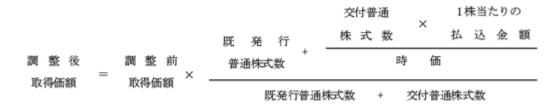
(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は809円とする (ただし、下記(8)による調整を受ける。)。

- (8) 取得価額の調整
  - イ.第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。



( ) 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって 普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただ し、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを含む。以下、本(8)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式 等」という。)、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項 付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得 又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

#### ( ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における 当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみな して取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

半期報告書

( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本( )、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は口.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使 されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日 以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記( )又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記( )又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通 株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額 (下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

半期報告書

- 八.(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
  - ( ) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
  - ( ) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.及び口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.( )又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
  - ( ) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額 (無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii) 及び(vi)の場合には0円、上記イ.( )ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額) とする。
- 二. 上記イ.( )ないし(v)及び上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.(i)ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし( )の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

半期報告書

#### 6. 金銭を対価とする取得条項

## (1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2022年9月29日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日まで(当日を含む。)の30連続取引日(ただし、終値のない日は除き、開催日が取引日でない場合は、開催日の直前の取引日までの30連続取引日とする。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

## (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの 払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに 類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を 交付する。なお、本(2)においては、上記3.(3)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における 「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配 当金相当額を計算する。

#### 7. 普通株式を対価とする取得条項

#### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

# (2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### 8.株式の分割又は併合及び株式無償割当て

#### (1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

# (2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

#### 9. 法令变更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

## 10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

半期報告書

### (注5)種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

### (注6)議決権の有無及びその理由

当銀行は、第一種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第一種優先株式を有する株主は、上記4.に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第一種優先株式を剰余金の配当や残余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

### (2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日	-	13,509	-	13,233	-	11,154

# (5)【大株主の状況】

2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	   東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 	4,000	29.71
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所字火行塚25番地	300	2.22
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	295	2.19
東北銀行従業員持株会	   岩手県盛岡市内丸 3 番 1 号 	277	2.06
株式会社富士電業社	   岩手県盛岡市向中野七丁目13番 6 号 	180	1.33
SBI地銀ホールディングス株式 会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	120	0.89
木田 裕介	大阪府豊中市	112	0.83
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	110	0.82
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	107	0.79
中当建設株式会社	青森県八戸市大字田向字向平12番 1 号	93	0.69
計	-	5,596	41.57

(注)2023年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社整理回収機構から、同社他1社を共同保有者として2023年1月11日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社整理回収機構を除き、当行として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	29.61
預金保険機構	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	86	0.64

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、次のとおりであります。

2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社十文字チキンカンパニー	   岩手県二戸市石切所字火行塚25番地 	3,000	3.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,953	3.14
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,776	2.95
株式会社富士電業社	   岩手県盛岡市向中野七丁目13番 6 号 	1,800	1.91
SBI地銀ホールディングス株式 会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,204	1.28
木田 裕介	大阪府豊中市	1,120	1.19
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,106	1.17
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	1,072	1.14
中当建設株式会社	青森県八戸市大字田向字向平12番地 1	932	0.99
株式会社富山銀行	富山県高岡市下関町 3 番 1 号	745	0.79
計	-	16,708	17.81

# (6)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 4,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の 「内容」欄に記載のとおりで あります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 48,900	-	「1(1) 発行済株式」の 「内容」欄に記載のとおりで あります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,378,500	93,785	同上
単元未満株式	普通株式 82,563	-	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,509,963	-	-
総株主の議決権	-	93,785	-

(注) 1.上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。

2.「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式16株が含まれております。

## 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	48,900	-	48,900	0.51
計		48,900	-	48,900	0.51

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」は発行済普通株式の総数に対する割合であります。

# 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2.当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、北光監査法人の中間監査を受けております。

# 1【中間連結財務諸表】

# (1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	63,411	69,478
コールローン及び買入手形	5,000	-
金銭の信託	7,802	8,123
有価証券	1, 4 215,411	1, 4 224,352
貸出金	2, 3, 4, 5 694,763	2, 3, 4, 5 712,409
外国為替	658	511
その他資産	2, 4 10,195	2, 4 9,143
有形固定資産	6, 7 <b>7,114</b>	6, 77,252
無形固定資産	343	444
退職給付に係る資産	1,556	1,576
繰延税金資産	4,190	4,010
支払承諾見返	2 3,347	2 3,751
貸倒引当金	4,182	3,096
資産の部合計	1,009,613	1,037,959
負債の部		
預金	4 921,728	4 927,157
譲渡性預金	-	3,942
債券貸借取引受入担保金	4 38,987	4 54,784
借用金	4 1,110	4 1,085
外国為替	0	-
その他負債	8,290	9,691
退職給付に係る負債	7	7
偶発損失引当金	143	155
ポイント引当金	47	50
再評価に係る繰延税金負債	6 573	6 573
支払承諾	3,347	3,751
負債の部合計	974,237	1,001,200
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,998	11,998
利益剰余金	15,890	16,831
自己株式	69	58
株主資本合計	41,052	42,004
その他有価証券評価差額金	6,946	6,490
土地再評価差額金	6 1,158	6 1,158
退職給付に係る調整累計額	110	86
その他の包括利益累計額合計	5,676	5,245
純資産の部合計	35,376	36,758
負債及び純資産の部合計	1,009,613	1,037,959

# (2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

# 【中間連結損益計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	7,359	8,725
資金運用収益	4,926	6,042
(うち貸出金利息)	4,099	4,952
(うち有価証券利息配当金)	766	954
役務取引等収益	1,419	1,484
その他業務収益	567	816
その他経常収益	1 445	1 381
経常費用	6,379	7,051
資金調達費用	136	923
(うち預金利息)	120	790
役務取引等費用	360	382
その他業務費用	514	706
営業経費	4,445	4,619
その他経常費用	2 921	2 418
経常利益	979	1,673
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	7	3
固定資産処分損	4	3
減損損失	3	
税金等調整前中間純利益	972	1,670
法人税、住民税及び事業税	421	501
法人税等調整額	97	9
法人税等合計	323	492
中間純利益	648	1,178
親会社株主に帰属する中間純利益	648	1,178

半期報告書

# 【中間連結包括利益計算書】

		( )   / / / /
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	648	1,178
その他の包括利益	946	431
その他有価証券評価差額金	928	455
退職給付に係る調整額	17	24
中間包括利益	298	1,609
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	298	1,609

# (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	13,233	11,998	15,311	23	40,519	
当中間期変動額						
剰余金の配当			238		238	
親会社株主に帰属する 中間純利益			648		648	
自己株式の取得				0	0	
自己株式の処分		3		12	8	
利益剰余金から資本剰 余金への振替		3	3		-	
土地再評価差額金の 取崩			23		23	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	•	382	11	393	
当中間期末残高	13,233	11,998	15,693	11	40,912	

		その他の包括	<b>舌利益累計額</b>		
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	2,450	1,165	204	1,081	39,438
当中間期変動額					
剰余金の配当					238
親会社株主に帰属する 中間純利益					648
自己株式の取得					0
自己株式の処分					8
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
土地再評価差額金の 取崩					23
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	928	23	17	922	922
当中間期変動額合計	928	23	17	922	528
当中間期末残高	3,379	1,189	186	2,003	38,909

# 当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	11,998	15,890	69	41,052
当中間期変動額					
剰余金の配当			236		236
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,178		1,178
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		1		10	9
利益剰余金から資本剰 余金への振替		1	1		,
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	940	10	951
当中間期末残高	13,233	11,998	16,831	58	42,004

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	6,946	1,158	110	5,676	35,376
当中間期変動額					
剰余金の配当					236
親会社株主に帰属する 中間純利益					1,178
自己株式の取得					0
自己株式の処分					9
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	455	-	24	431	431
当中間期変動額合計	455	-	24	431	1,382
当中間期末残高	6,490	1,158	86	5,245	36,758

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日
WWW	至 2024年 9 月30日)	至 2025年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	972	1,670
減価償却費	199	221
減損損失	3	-
貸倒引当金の増減()	467	1,086
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	81	19
偶発損失引当金の増減額( は減少)	5	11
ポイント引当金の増減額(は減少)	1	3
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	0	-
資金運用収益	4,926	6,042
資金調達費用	136	923
有価証券関係損益( )	160	76
金銭の信託の運用損益(は運用益)	123	144
固定資産処分損益(は益)	4	3
貸出金の純増(一)減	18,520	17,645
預金の純増減()	4,614	5,429
譲渡性預金の純増減()	3,237	3,942
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ( )	25	25
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	442	1
コールローン等の純増( )減	7,500	5,000
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	3,041	15,796
外国為替(資産)の純増( )減	97	147
外国為替(負債)の純増減( )	0	0
資金運用による収入	5,017	5,990
資金調達による支出	141	748
その他	14,387	954
小計	16,147	14,307
法人税等の支払額	483	171
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,664	14,136
投資活動によるキャッシュ・フロー		-
有価証券の取得による支出	71,908	130,074
有価証券の売却による収入	3,261	4,671
有価証券の償還による収入	66,592	118,276
金銭の信託の増加による支出	-	300
有形固定資産の取得による支出	316	244
無形固定資産の取得による支出	91	157
有形固定資産の除却による支出	3	2
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,465	7,831
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	238	236
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	239	237
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	12,960	6,067
現金及び現金同等物の期首残高	82,471	62,398
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 95,431	1 68,466
<u>ル业以び地址同寸物の中国物本浅同</u>	1 30,731	1 00,400

#### 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1)連結子会社 2社

会社名

株式会社東北ジェーシービーカード とうぎん総合リース株式会社

(2) 非連結子会社 1社

会社名

とうぎんリニューアブル・エナジー株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び その他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営 成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

とうぎんリニューアブル・エナジー株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

- 4.会計方針に関する事項
- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、 時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 9年~30年

その他 5年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

半期報告書

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### (5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,288百万円(前連結会計年度末は1,133百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権 等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

### (6) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

### (7)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担 に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

### (8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額 法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

#### (9) 重要な収益及び費用の計上基準

当行及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### (10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社については、該当ありません。

### (11)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

半期報告書

#### (中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
 株式	40百万円	

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 ( 2025年 3 月31日 )	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及び これらに準ずる債権額	3,738百万円	2,941百万円
危険債権額	14,363百万円	10,129百万円
要管理債権額	1,849百万円	829百万円
三月以上延滞債権額	597百万円	283百万円
貸出条件緩和債権額	1,252百万円	546百万円
小計額	19,951百万円	13,900百万円
正常債権額	681,570百万円	705,712百万円
合計額	701,521百万円	719,612百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)

半期報告書

4.担保に供している資産は次のとおりであります。

		前連結会計年度	当中間連結会計期間
		(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
	担保に供している資産		
	有価証券	52,522百万円	85,944百万円
	貸出金	13,855百万円	9,136百万円
	その他資産	6百万円	4百万円
	計	66,383百万円	95,084百万円
	担保資産に対応する債務		
	預金	6,511百万円	7,544百万円
	債券貸借取引受入担保金	38,987百万円	54,784百万円
	借用金	400百万円	400百万円
上記0	Dほか、為替決済の取引の担保として	て、次のものを差し入れております。	
		前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	有価証券	11,725百万円	11,730百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
保証金	30百万円	30百万円
敷金	30百万円	29百万円

5.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 ( 2025年 3 月31日 )	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
融資未実行残高	189,484百万円	193,177百万円
うち契約残存期間が 1 年以内のもの	184,953百万円	189,904百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

EDINET提出書類

株式会社 東北銀行(E03544)

(単位・千株)

半期報告書

6 . 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評 価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これ を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づい て、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後 の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度	当中間連結会計期間
( 2025年 3 月31日 )	(2025年 9 月30日)
1,978百万円	1,924百万円

### 7. 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 ( 2025年 3 月31日 )	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
 9,673百万円	9,770百万円

## (中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
金銭の信託運用益	123百万円	144百万円
株式等売却益	260百万円	120百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
貸倒引当金繰入額	810百万円	237百万円
株式等売却損	74百万円	64百万円

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

- 1 . 光1] 月1/11/10/11					
	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	1	1	9,509	
第一種優先株式	4,000	1	1	4,000	
合 計	13,509	1	1	13,509	
自己株式					
普通株式	13	0	7	6	(注)
合 計	13	0	7	6	

<sup>(</sup>注)自己株式における普通株式の当中間連結会計期間増加株式数0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、 当中間連結会計期間減少株式数7千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

### 2.配当に関する事項

#### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日		
2024年 6 月26日	普通株式	237	25	2024年 3 月31日	2024年 6 月27日		
定時株主総会	第一種 優先株式	1	0.25	2024年 3 月31日	2024年 6 月27日		

## (2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日	普通株式	237	利益剰余金	25	2024年 9 月30日	2024年12月10日
取締役会	第一種 優先株式	0	利益剰余金	0.125	2024年 9 月30日	2024年12月10日

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	-	-	9,509	
第一種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合 計	13,509	-	-	13,509	
自己株式					
普通株式	57	0	8	48	(注)
合 計	57	0	8	48	

<sup>(</sup>注)自己株式における普通株式の当中間連結会計期間増加株式数0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、 当中間連結会計期間減少株式数8千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

### 2.配当に関する事項

## (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6 月24日	) 普通株式	236	25	2025年 3 月31日	2025年 6 月25日
定時株主総会	第一種 優先株式	0	0.125	2025年 3 月31日	2025年 6 月25日

# (2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日	普通株式	236	利益剰余金	25	2025年 9 月30日	2025年12月10日
取締役会	第一種 優先株式	11	利益剰余金	2.875	2025年 9 月30日	2025年12月10日

## 株式会社 東北銀行(E03544) 半期報告書

# (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

# 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	96,538百万円	69,478百万円
預け金(日銀預け金を除く)	1,107百万円	1,012百万円
_ 現金及び現金同等物		

# (リース取引関係)

## (借手側)

金額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

# (貸手側)

## 1.リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース料債権部分	2,598	2,723
見積残存価額部分	46	47
受取利息相当額	189	191
リース投資資産	2,455	2,578

# 2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度							
		(2025年3月31日)						
	1 年以内	1年超     2年超     3年超     4年超     5年超     合計       2年以内     3年以内     4年以内     5年成内						
リース債権	-	-	-	-	-	-	-	
リース投資資産に係る リース料債権部分	706	593	499	381	226	191	2,598	

	(+2:1/11)						
		当中間連結会計期間					
			(2	025年9月30日	∃)		
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	1
リース投資資産に係る リース料債権部分	740	628	541	394	215	201	2,723

半期報告書

## (金融商品関係)

### 1.金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)、債券貸借取引受入担保金並びに短期社債は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)金銭の信託	7,802	7,802	-
(2)有価証券(*1)			
満期保有目的の債券	29,466	28,342	1,123
その他有価証券	184,643	184,643	-
(3)貸出金	694,763		
貸倒引当金(*2)	4,078		
	690,685	684,141	6,543
資産計	912,597	904,929	7,667
(1)預金	921,728	921,655	72
(2)借用金	1,110	1,070	40
負債計	922,838	922,725	112
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8)	(8)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(8)	(8)	-

<sup>(\*1)</sup>その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日)第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

<sup>(\*2)</sup>貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

<sup>(\*3)</sup>デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

半期報告書

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1)金銭の信託	8,123	8,123	-
(2)有価証券(*1)			
満期保有目的の債券	29,153	27,869	1,284
その他有価証券	190,904	190,904	-
(3)貸出金	712,409		
貸倒引当金(*2)	2,969		
	709,439	702,024	7,415
資産計	937,621	928,921	8,699
(1)預金	927,157	927,111	46
(2)譲渡性預金	3,942	3,942	-
(3)借用金	1,085	1,044	40
負債計	932,185	932,098	87
デリバティブ取引( * 3 )			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5)	(5)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(5)	(5)	-

- (\*1)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
  - (注)市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

		(一世・ロババン)	
□ /\	前連結会計年度	当中間連結会計期間	
区分	(2025年3月31日)	(2025年9月30日)	
非上場株式(*1)	679	678	
組合出資金(*2)	623	617	

- (\*1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*2)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021 年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- 2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

半期報告書

(1)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時一個					
<u></u> Д	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
金銭の信託	-	7,802	-	7,802		
有価証券(*1)						
その他有価証券						
国債・地方債等	45,775	80,016	-	125,792		
社債	-	33,968	-	33,968		
株式	2,886	-	-	2,886		
その他	7,454	11,305	-	18,759		
資産計	56,116	133,093	-	189,209		
デリバティブ取引( * 2 )						
クレジット・デリバティブ	-	-	(8)	(8)		
デリバティブ取引計	-	-	(8)	(8)		

- (\*1)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱い を適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は3,236百万円であります。
- (\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	時 価					
<u>Б</u> Л	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
金銭の信託	-	8,123	-	8,123		
有価証券(* 1)						
その他有価証券						
国債・地方債等	58,337	73,724	-	132,061		
社債	-	31,435	-	31,435		
株式	3,694	-	-	3,694		
その他	10,575	10,397	-	20,973		
資産計	72,608	123,680	-	196,288		
デリバティブ取引( * 2 )						
クレジット・デリバティブ	-	-	(5)	(5)		
デリバティブ取引計	-	-	(5)	(5)		

- (\*1)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱い を適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は2,738百万円であります。
- (\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

EDINET提出書類

株式会社 東北銀行(E03544) 半期報告書

## (2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時個					
<u>Δ</u> π	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	-	13,287	-	13,287		
社債	-	10,010	-	10,010		
その他	-	5,044	-	5,044		
貸出金	-	-	684,141	684,141		
資産計	-	28,342	684,141	712,483		
預金	-	921,655	-	921,655		
借用金	-	1,070	-	1,070		
負債計	-	922,725	-	922,725		

## 当中間連結会計期間(2025年9月30日)

□ A	時 価					
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	-	13,829	-	13,829		
社債	-	9,986	-	9,986		
その他	-	4,053	-	4,053		
貸出金	-	-	702,024	702,024		
資産計	-	27,869	702,024	729,894		
預金	-	927,111	-	927,111		
譲渡性預金	-	3,942	-	3,942		
借用金	-	1,044	-	1,044		
	-	932,098	-	932,098		

半期報告書

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資 産

#### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。 なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

### 負債

## 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

#### 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、クレジット・デリバティブ取引であり、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

EDINET提出書類

株式会社 東北銀行(E03544)

半期報告書

## (注2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

## (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	クレジットイベント 発生確率	1.13% - 2.16%	1.91%

## 当中間連結会計期間 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	クレジットイベント 発生確率	0.71% - 2.15%	1.84%

## (2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、 売却、	レベル 3 の時	レベル 3 の時	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上	発行及 び決済 の純額	価への 振替	価から の振替		表日において保有する 金融資産及び金融負債 の評価損益(*)
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ	4	3	-	-	-	-	8	3

<sup>(\*)</sup>連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

## 当中間連結会計期間 (2025年9月30日)

	期首 残高	他の包括和 損益に 計上	その他の 包括利益	購入、 売却、 発行及 び決済	レベル 3 の時 価への 振替	レベル 3 の時 価から の振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融
デリバティブ取引		(*)	に計上	の純額				負債の評価損益(*)
クレジット・ デリバティブ	8	3	-	-	-	-	5	3

<sup>(\*)</sup>中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

### (3)時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

#### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、クレジットイベント発生確率であります。クレジットイベント発生確率の著しい上昇(低下)は、単独では、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

#### (有価証券関係)

「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

#### 1.満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	地方債	-	-	-
時価が連結貸借対照	社債	-	-	-
表計上額を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	地方債	6,964	6,650	314
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない	社債	20,401	19,602	798
衣訂上額を超んない   もの	その他	2,099	2,088	10
	小計	29,466	28,342	1,123
合計		29,466	28,342	1,123

#### 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	地方債	-	-	-
時価が中間連結貸借	社債	-	-	-
対照表計上額を超えるもの	その他		1	ı
	小計	1	1	ı
	地方債	7,070	6,751	318
時価が中間連結貸借	社債	20,983	20,024	959
対照表計上額を超えないもの	その他	1,100	1,092	7
	小計	29,153	27,869	1,284
合計		29,153	27,869	1,284

## 2 . その他有価証券

## 前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	2,590	1,819	770
	債券	975	969	6
	国債	975	969	6
連結貸借対照表計上   額が取得原価を超え	地方債	-	-	1
るもの	短期社債	-	-	1
	社債	-	-	1
	その他	6,016	5,413	602
	小計	9,582	8,202	1,379
	株式	295	356	61
	債券	158,785	168,613	9,828
	国債	44,799	46,812	2,012
連結貸借対照表計上額が取得原価を超え	地方債	52,053	56,196	4,143
はいもの	短期社債	-	-	1
	社債	61,932	65,604	3,672
	その他	15,980	17,614	1,633
	小計	175,061	186,584	11,523
合	計	184,643	194,787	10,144

## 当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	面(2020年 9 月30 日	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	3,414	2,117	1,297
	債券	2,998	2,998	0
	国債	-	-	-
中間連結貸借対照表	地方債	-	-	-
計上額が取得原価を   超えるもの	短期社債	2,998	2,998	0
	社債	-	-	-
	その他	10,534	9,253	1,280
	小計	16,947	14,369	2,577
	株式	280	318	38
	債券	163,497	174,576	11,079
	国債	58,337	60,739	2,402
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を	地方債	46,852	51,278	4,426
超えないもの	短期社債	-	-	-
	社債	58,307	62,558	4,251
	その他	13,178	14,077	899
	小計	176,955	188,972	12,017
合	計	193,903	203,342	9,439

## (金銭の信託関係)

- 1.満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,558	2,500	58	58	-

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,809	2,800	9	9	-

<sup>(</sup>注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超え ないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

## 前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	10,085
その他有価証券	10,144
その他の金銭の信託	58
(+)繰延税金資産	3,139
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,946
( ) 非支配株主持分相当額	-
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,946

## 当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	9,429
その他有価証券	9,439
その他の金銭の信託	9
(+)繰延税金資産	2,939
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,490
( ) 非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,490

半期報告書

## (デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1)金利関連取引 該当事項はありません。
- (2)通貨関連取引 該当事項はありません。
- (3)株式関連取引該当事項はありません。
- (4)債券関連取引 該当事項はありません。
- (5)商品関連取引該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引 前連結会計年度(2025年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォル ト・スワップ 売建 買建 その他	- 1,721	- 1,721	- 8	- 8
	一 売建     買建	-	-	-	-
	合計	1,721	1,721	8	8

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	1   1   2   1   1   1   1   1   1   1								
区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)				
店頭	クレジット・デフォル ト・スワップ 売建 買建 その他 売建 買建	- 1,624 - -	- 1,624 - -	- 5 - -	- 5 - -				
	合計	1,624	1,624	5	5				

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2.「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

半期報告書

#### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		(112.113)
区分	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	7,359	8,725
うち役務取引等収益	1,419	1,484
預金・貸出業務	169	260
為替業務	299	296
証券関連業務	163	141
代理業務	389	387
その他	397	398

<sup>(</sup>注)上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

#### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心として、リース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

2.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に おける記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様な条件で行っております。

半期報告書

3.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	-					<u> </u>	
	軒	B告セグメン		その他	   合計	調整額	中間連結 財務諸表
	銀行業務	リース業務	計				計上額
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,592	549	7,141	217	7,359	-	7,359
セグメント間の内部経常収益	35	25	60	12	72	72	-
計	6,627	574	7,202	229	7,431	72	7,359
セグメント利益	931	23	954	24	979	-	979
セグメント資産	1,024,680	4,398	1,029,078	2,944	1,032,023	4,223	1,027,799
セグメント負債	986,826	3,665	990,491	2,078	992,569	3,679	988,890
その他の項目							
減価償却費	192	6	199	0	199	-	199
資金運用収益	4,935	0	4,935	9	4,945	19	4,926
資金調達費用	137	17	154	1	156	19	136
特別利益	0	-	0	-	0	-	0
(うち固定資産処分益)	0	-	0	-	0	-	0
特別損失	7	-	7	-	7	-	7
(うち固定資産処分損)	4	-	4	-	4	-	4
(うち減損損失)	3	-	3	-	3	-	3
税金費用	302	7	310	10	321	2	323
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	403	4	407	1	407	-	407

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
  - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。
  - 3.「調整額」は、次のとおりであります。
  - (1) セグメント資産の調整額 4,223百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
  - (2) セグメント負債の調整額 3,679百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
  - (3) 資金運用収益の調整額 19百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
  - (4)資金調達費用の調整額 19百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
  - (5)税金費用の調整額2百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。
  - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

半期報告書

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	幹	告セグメン ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٢	その他	合計	合計 調整額	
	銀行業務	リース業務	計				財務諸表
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,846	653	8,499	225	8,725	-	8,725
セグメント間の内部経常収益	41	26	68	9	77	77	-
計	7,888	679	8,567	235	8,802	77	8,725
セグメント利益	1,645	6	1,652	21	1,673	•	1,673
セグメント資産	1,034,348	5,067	1,039,416	3,105	1,042,521	4,562	1,037,959
セグメント負債	998,608	4,308	1,002,916	2,209	1,005,125	3,924	1,001,200
その他の項目							
減価償却費	215	6	221	0	221	-	221
資金運用収益	6,060	0	6,060	8	6,069	26	6,042
資金調達費用	923	24	947	1	949	26	923
特別利益	0	-	0	-	0	-	0
(うち固定資産処分益)	0	-	0	-	0	-	0
特別損失	3	-	3	-	3	-	3
(うち固定資産処分損)	3	-	3	-	3	-	3
税金費用	480	3	483	8	492	0	492
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	397	4	402	-	402	-	402

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
  - 2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であり ます。
  - 3.「調整額」は、次のとおりであります。
    - (1) セグメント資産の調整額 4,562百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
    - (2) セグメント負債の調整額 3,924百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
  - (3)資金運用収益の調整額 26百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
  - (4)資金調達費用の調整額 26百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
  - (5)税金費用の調整額0百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。
  - 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

半期報告書

#### 【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,099	1,045	2,213	7,359

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

#### 1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,952	1,233	2,538	8,725

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2.地域ごとの情報

## (1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1.1株当たり純資産額

	前連結会計年度 ( 2025年 3 月31日 )	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1株当たり純資産額	2,684円57銭	2,827円06銭

## (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度	当中間連結会計期間
		(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	35,376	36,758
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,000	10,011
(うち優先株式払込額)	百万円	(10,000)	(10,000)
(うち(中間)優先配当額)	百万円	(0)	(11)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	25,375	26,746
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	9,452	9,461

## 2.1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	68.19	123.42
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	648	1,178
普通株主に帰属しない金額	百万円	0	11
うち中間優先配当額	百万円	0	11
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	647	1,167
普通株式の期中平均株式数	千株	9,499	9,455
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	35.37	69.47
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	0	11
うち中間優先配当額	百万円	0	11
普通株式増加数	千株	8,826	7,507
うち優先株式	千株	8,826	7,507
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		-	-

# 2【その他】

該当事項はありません。

## 3【中間財務諸表】

# (1)【中間貸借対照表】

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	63,411	69,478
コールローン	5,000	, <u> </u>
金銭の信託	7,802	8,123
有価証券	1, 4 216,142	1, 4 225,083
貸出金	2, 3, 4, 5 698,268	2, 3, 4, 5 716,115
外国為替	658	511
その他資産	2, 4 2,401	2, 41,248
その他の資産	2,401	1,248
有形固定資産	7,031	7,142
無形固定資産	319	422
前払年金費用	1,395	1,450
繰延税金資産	4,213	4,016
支払承諾見返	2 3,347	2 3,751
貸倒引当金	4,083	2,973
資産の部合計	1,005,909	1,034,371
負債の部		.,00.,01.
預金	4 921,754	4 927,298
譲渡性預金	- 021,701	3,942
債券貸借取引受入担保金	4 38,987	4 54,784
借用金	4 1,110	4 1,085
外国為替	0	4 1,003
ア国利省 その他負債		7 009
	5,611 152	7,008 510
未払法人税等 リース債務	102	7
資産除去債務	- 48	74
その他の負債	5,410	6,416
退職給付引当金	7	7
偶発損失引当金 	143	155
再評価に係る繰延税金負債	573	573
支払承諾	3,347	3,751
負債の部合計	971,537	998,608
<b>兵員の部内部</b> 純資産の部	971,537	990,000
	13,233	13,233
資本金	11,154	11,154
資本剰余金 資本準備金	11,154	11,154
利益剰余金	15,841	
利益準備金	1,343	16,765 1,391
利益年間並 その他利益剰余金	14,497	15,374
繰越利益剰余金	14,497	15,374
自己株式	69	
株主資本合計	40,160	58 41,094
株工員やロ司 その他有価証券評価差額金		
	6,946 1 158	6,490
土地再評価差額金	1,158	1,158
評価・換算差額等合計	5,787	5,331
純資産の部合計	34,372	35,762
負債及び純資産の部合計	1,005,909	1,034,371

## (2)【中間損益計算書】

		( 1 12 1 17 31 37
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	6,573	7,888
資金運用収益	4,935	6,060
(うち貸出金利息)	4,109	4,969
(うち有価証券利息配当金)	766	954
役務取引等収益	1,169	1,280
その他業務収益	19	164
その他経常収益	1 448	1 382
経常費用	5,721	6,242
資金調達費用	137	923
(うち預金利息)	120	790
役務取引等費用	362	373
その他業務費用	46	144
営業経費	2 4,233	2 4,412
その他経常費用	з 942	з 388
経常利益	851	1,645
特別利益	4 122	0
特別損失	7	3
税引前中間純利益	966	1,642
法人税、住民税及び事業税	385	483
法人税等調整額	99	3
法人税等合計	285	480
中間純利益	680	1,162

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	株主資本								
			資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		貝华平備並	資本剰余金	合計	<b>州血平開並</b>	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	13,233	11,154	-	11,154	1,248	13,547	14,796	23	39,160
当中間期変動額									
剰余金の配当					47	286	238		238
中間純利益						680	680		680
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			3	3				12	8
利益剰余金から資本剰 余金への振替			3	3		3	3		-
土地再評価差額金の 取崩						23	23		23
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)									
当中間期変動額合計	1	-	-	-	47	366	414	11	426
当中間期末残高	13,233	11,154	-	11,154	1,296	13,914	15,210	11	39,587

	評			
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	2,450	1,165	1,285	37,875
当中間期変動額				
剰余金の配当				238
中間純利益				680
自己株式の取得				0
自己株式の処分				8
利益剰余金から資本剰 余金への振替				-
土地再評価差額金の 取崩				23
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	928	23	904	904
当中間期変動額合計	928	23	904	478
当中間期末残高	3,379	1,189	2,190	37,396

## 当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
				合計	49皿十幅並	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	13,233	11,154	-	11,154	1,343	14,497	15,841	69	40,160
当中間期変動額									
剰余金の配当					47	284	236		236
中間純利益						1,162	1,162		1,162
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			1	1				10	9
利益剰余金から資本剰 余金への振替			1	1		1	1		-
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	47	877	924	10	934
当中間期末残高	13,233	11,154	-	11,154	1,391	15,374	16,765	58	41,094

	評	評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	6,946	1,158	5,787	34,372		
当中間期変動額						
剰余金の配当				236		
中間純利益				1,162		
自己株式の取得				0		
自己株式の処分				9		
利益剰余金から資本剰 余金への振替				-		
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	455	-	455	455		
当中間期変動額合計	455	-	455	1,390		
当中間期末残高	6,490	1,158	5,331	35,762		

#### 【注記事項】

#### (重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- 2 . 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式について は移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただ し市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 9年~30年

その他 5年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした 定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

- 5 . 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,288百万円(前事業年度末は1,133百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により 按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

半期報告書

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の 償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計 処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

#### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	773百万円	773百万円

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 ( 2025年 9 月30日 )
破産更生債権及び	3,705百万円	2,904百万円
これらに準ずる債権額	3,765日7川	2,304日7111
危険債権額	14,346百万円	10,110百万円
要管理債権額	1,849百万円	829百万円
三月以上延滞債権額	597百万円	283百万円
貸出条件緩和債権額	1,252百万円	546百万円
小計額	19,901百万円	13,844百万円
正常債権額	682,157百万円	706,540百万円
合計額	702,059百万円	720,385百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる 債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

EDINET提出書類

株式会社 東北銀行(E03544)

半期報告書

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた 商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとお りであります。

前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 ( 2025年 9 月30日 )
 772百万円	

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
担保に供している資産		
有価証券	52,522百万円	85,944百万円
貸出金	13,855百万円	9,136百万円
その他資産	6百万円	4百万円
計	66,383百万円	95,084百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,511百万円	7,544百万円
債券貸借取引受入担保金	38,987百万円	54,784百万円
借用金	400百万円	400百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	11,725百万円	11,730百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
保証金	30百万円	30百万円
敷金	30百万円	29百万円

5.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約 上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これら の契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	185,057百万円	188,857百万円
うち契約残存期間が 1 年以内のもの	180,526百万円	185,585百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の 担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## (中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 ( 自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日 )	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
金銭の信託運用益	123百万円	144百万円
株式等売却益	260百万円	120百万円

2.減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	152百万円	161百万円
無形固定資産	40百万円	53百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	833百万円	212百万円
株式等売却損	74百万円	64百万円

4.特別利益には、次のものを含んでおります。

前中間会計期間	当中間会計期間	
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
400 <b>T</b> TT	7.7.0	

抱合せ株式消滅差益

122百万円 - 百万円

## (有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	
子会社株式	-	-	-	
合計	-	-	-	

当中間会計期間 (2025年9月30日現在)

<u> </u>				
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	
子会社株式	-	-	•	
合計	-	-	-	

## (注)上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

		(半世・日/111)
	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式	773	773

半期報告書

## 4【その他】

## 中間配当

2025年11月14日開催の取締役会において、第106期の中間配当につき次のとおり決議しました。

普通株式に係る中間配当金額236百万円第一種優先株式に係る中間配当金額11百万円普通株式に係る1株当たりの中間配当金25円第一種優先株式に係る1株当たりの中間配当金2円87銭5厘支払請求の効力発生日及び支払開始日2025年12月10日

(注)2025年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社 東 北 銀 行

取締役会 御中

北 光 監 査 法 人 岩手県盛岡市

> 代表社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 政 徳

> 代表社員 業務執行社員 公認会計士 岩 根 洋 介

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意 見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省

半期報告書

略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結 財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独 で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>\* 1.</sup>上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>\*2.</sup>XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社 東 北 銀 行

取締役会 御中

北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 政 徳

代表社員 業務執行社員 公認会計士 岩 根 洋 介

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

半期報告書

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>\* 1.</sup>上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>\*2.</sup>XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。